

いきいきかどま高齢者プラン2009 - 門真市高齢者保健福祉計画 - の概要

1 計画策定の背景と目的

本市の高齢者人口は、住民基本台帳及び外国人登録による平成20年10月1日現在では27,226人で、高齢化率は20.5%となっています。また、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯の増加も著しく、平成17年の国勢調査結果では高齢者世帯の6割を占めています。

このように高齢化が著しい中で、保健事業の枠組みの変化の中での長い高齢期を見通した健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防、地域の中で高齢者の孤立をなくすこと、災害時の避難や安否確認などの安心体制づくりなど、新たな課題への対応を踏まえ、くすのき広域連合の介護保険事業計画との整合を図りつつ、『すべての市民が、健康で生きがいを持った高齢者になる』ことをめざし、「いきいきかどま高齢者プラン2006」を見直し、新たに「いきいきかどま高齢者プラン2009」を策定しました。

2 計画の位置づけと性格

本計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画です。なお、前期の計画まで老人保健法に基づく市町村老人保健計画としても策定してきましたが、医療構造改革により、平成20年4月から老人保健法による保健事業が廃止され、その根拠法が失効したため、保健関連分野は「もりぐち・かどま健康21」や「門真市国民健康保険特定健康診査等実施計画」などとの調和を図りながら、生活習慣病の予防や健康づくりなどに重点を置いて記載しています。

また、本計画は高齢者あるいは40歳以上の壮年者の高齢期を見据えた健康づくり、高齢者の生活自立支援、生きがいづくり、防災や防犯、交通安全など、生活全般にわたる諸施策を包含した計画となっています。

なお、介護保険事業は「くすのき広域連合」で実施するため、介護サービスについては、くすのき広域連合で策定される「くすのき広域連合介護保険事業計画」でサービスの種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等が定められます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成23年度までとします。また、前期計画に引き続き、団塊の世代がすべて高齢期を迎える平成27年の高齢者介護の姿を描き、長期視点に立って平成26年度の目標を立てた上で、そこに至る中間段階の位置づけという性格を有しています。

図1 計画の期間

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第3期計画								
			本計画(第4期)					
						第5期計画		

4 計画の基本理念及び基本視点

前期計画を踏襲するとともに、団塊の世代がすべて高齢者となる平成27年度の超高齢社会を見据えて、高齢者のみを対象とする計画ではなく、市民が主体的にそれぞれの年代に応じた生活の質を向上できるよう公的にサポートし、『すべての市民が、健康で生きがいを持った高齢者になる』ことを基本理念としています。

また、計画の基本視点として次の5点を掲げます。

人権の尊重

総合的な介護予防対策の推進

住み慣れた地域での自立した生活の支援

セーフティネットの構築

高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりの推進

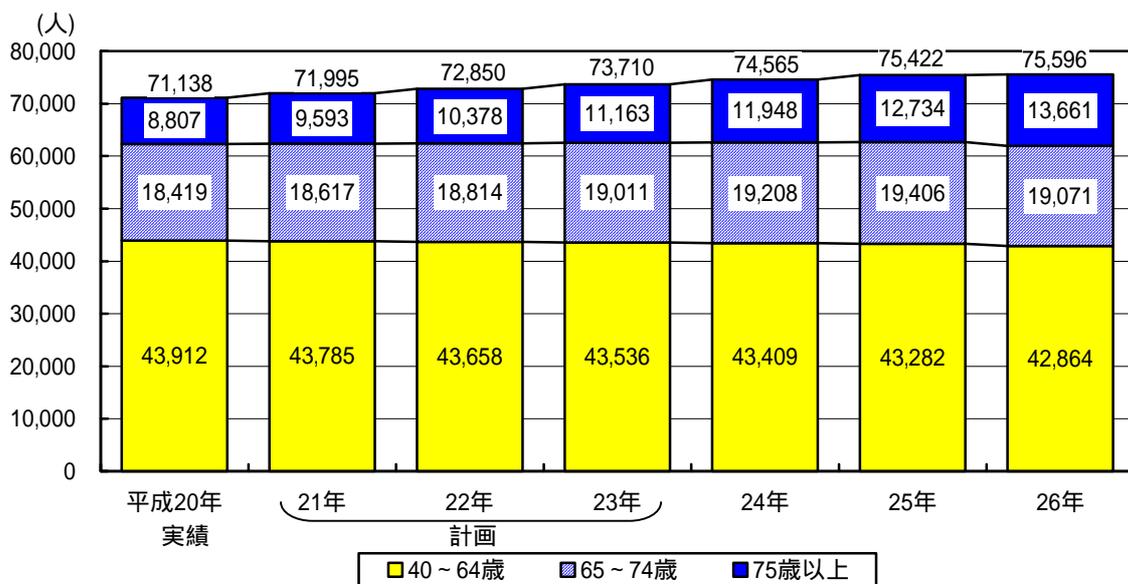
5 将来人口推計

40歳以上人口の推計は、本計画の最終年である平成23年には73,710人に、平成26年には75,596人と推計されます。

また、高齢者人口は平成23年には30,174人で、その内訳は前期高齢者（65～74歳）が19,011人、後期高齢者（75歳以上）が11,163人、構成比率はそれぞれ63.0%、37.0%となっています。

高齢化率は、平成20年の20.5%が、平成23年には23.3%、平成26年には26.0%になるものと予測されます。

40歳以上人口の推計



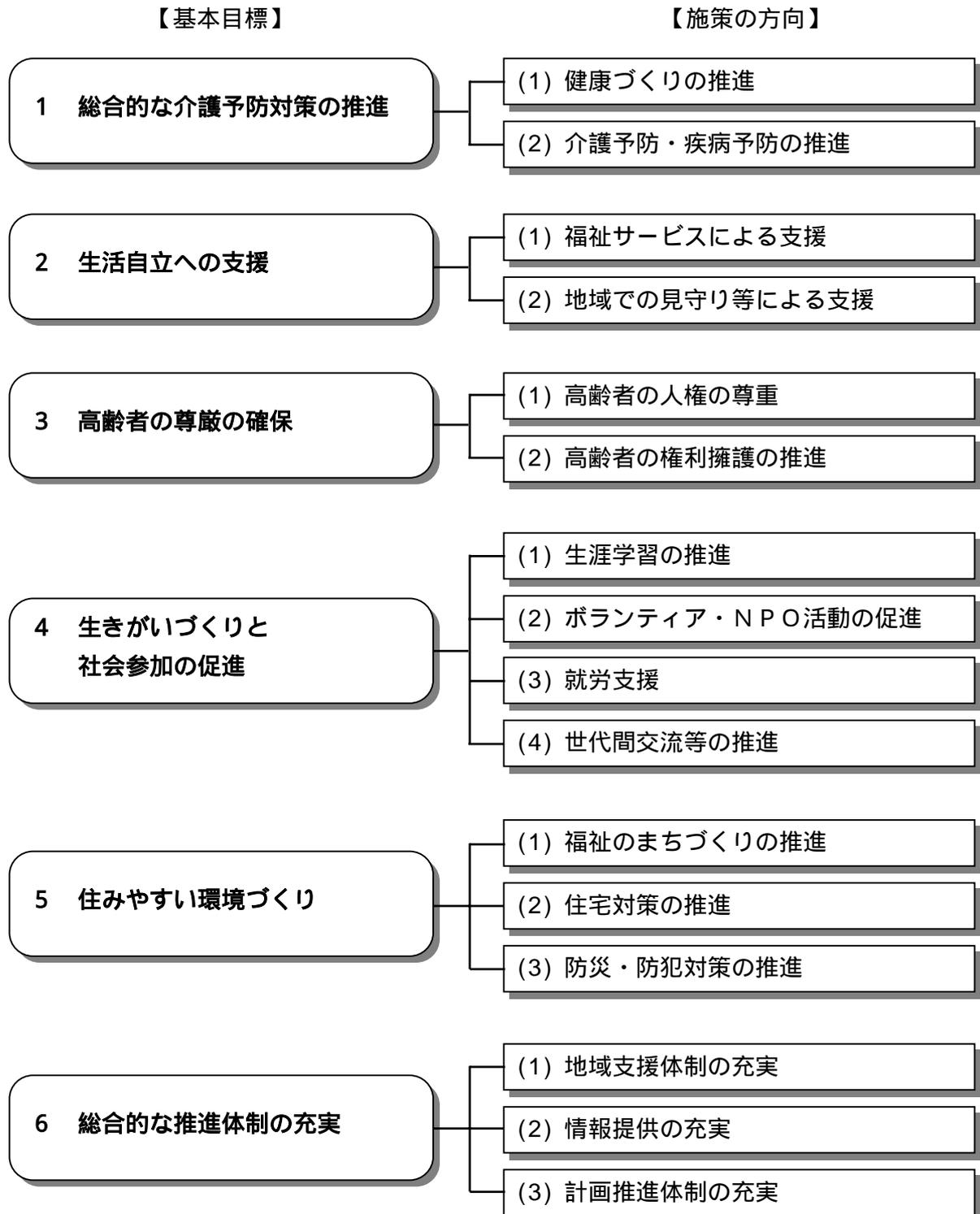
資料:実績は住民基本台帳人口及び外国人登録人口(10月1日現在)

注)棒グラフの上の数値は40歳以上人口

6 施策の体系

『すべての市民が、健康で生きがいを持った高齢者になる』ことをめざし、本計画の施策の体系を次のように設定します。

施策の体系



7 基本目標別・施策の方向別施策・事業一覧

基本目標1 総合的な介護予防対策の推進

施策の方向	施策・事業
<p>(1) 健康づくりの推進</p> <p>高齢期を元気でいきいきと生活することができるよう、「もりぐち・かどま健康21(守口保健所計画)」の目標である「壮・中年期死亡の減少」と「健康寿命の延伸と質の向上」をめざして、市民の生活習慣の改善が図られるよう、一人ひとりの健康に対する意識変革のための啓発の充実を図るとともに、地域での健康づくりに対する活動を支援し促進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 意識啓発の充実 ● 栄養・食生活の改善 ● 運動・身体活動の促進 ● 休養・こころの健康づくり ● たばこ対策の推進 ● アルコール対策の推進 ● 歯の健康の促進 ● 地域での健康づくり活動の支援
<p>(2) 介護予防・疾病予防の推進</p> <p>生活習慣病の予防については、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策として、平成20年7月に「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令」が公布され、医療保険者に健康診査が義務づけられました。また、生活機能評価事業が、平成20年度より介護保険法に基づく地域支援事業に移行されました。</p> <p>このような動向を踏まえ、高齢者等が自ら、あるいは地域団体等と一体となって、介護予防や疾病予防に取り組むことができるような支援体制の整備を図ります。</p> <p>また、高齢者が認知症の正しい知識を学ぶとともに、頭の体操やレクリエーション等を楽しみ行い、脳機能の活性化をめざす教室等の開催など、認知症予防事業の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康手帳の交付 ● 健康教育の実施 ● 健康相談 ● 健康診査の推進 ● 保健指導の推進 ● がん検診の推進 ● 歯周疾患検診の推進 ● 骨粗しょう症検診の推進 ● 機能訓練の推進 ● 訪問指導の推進 ● 認知症予防事業の充実

基本目標2 生活自立への支援

施策の方向	施策・事業
<p>(1) 福祉サービスによる支援</p> <p>ひとり暮らし高齢者や援護を必要とする高齢者及びその家族が、住み慣れた家庭や地域で必要なサービスを利用しながら安心して生活できるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、心身の機能の向上を図る地域支援事業についても情報提供を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 街かどデイハウス通所事業の推進 ● 日常生活用具給付事業 ● 緊急通報装置貸与事業 ● 福祉電話貸与・補助事業 ● 外出支援サービス ● はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業 ● 長寿祝金等贈与事業 ● 金婚記念品贈呈事業 ● 在日外国人高齢者特別給付金支給事業 ● 養護老人ホームでの受け入れの促進 ● ケアハウスでの受け入れの促進 ● 認知症高齢者及びその家族への支援の充実 ● 地域包括支援センターの相談機能の充実 ● 紙おむつ給付サービス ● ふとん丸洗いサービス ● ハウスクリーニングサービス ● 車イスの貸与

施策の方向	施策・事業
<p>(2) 地域での見守り等による支援</p> <p>ひとり暮らし高齢者や援護を必要とする高齢者及びその家族が、住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、地域住民や地域団体、ボランティアやNPO等による声かけや買物、話し相手、植木の水やりやゴミ出しの支援活動などを促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO活動の促進 ● 小地域ネットワーク活動の促進 ● ボランティアセンター事業の推進

基本目標3 高齢者の尊厳の確保

施策の方向	施策・事業
<p>(1) 高齢者の人権の尊重</p> <p>高齢者が年齢や心身の機能の低下等を理由に、差別されることのないよう、また、高齢者一人ひとりの尊厳が確保され、家庭や地域の中で安心して暮らすことができるよう、高齢者の人権に関する啓発を進めるとともに、関係機関や地域住民、地域団体等との連携を図りながら、高齢者の尊厳の確保に努めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者理解の啓発 ● 認知症理解の啓発 ● ハンセン病回復者に対する理解の促進 ● 高齢者の虐待防止 ● 施設における身体拘束ゼロの推進 ● 高齢者等の孤立死防止
<p>(2) 高齢者の権利擁護の推進</p> <p>認知症や障がいなどにより判断能力が不十分なため、必要なサービスが利用できないことのないよう、また、財産管理や日常の金銭管理などを支援し、地域の中で安心して生活できるよう、高齢者の権利擁護を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用促進 ● ネットワークの構築 ● 日常生活支援事業の利用促進

基本目標4 生きがいづくりと社会参加の促進

施策の方向	施策・事業
<p>(1) 生涯学習の推進</p> <p>高齢者が健康でいきいきと過ごせるよう、教育・健康福祉部局の連携のもと、市立文化会館や市立公民館、市立老人福祉センター等を活用し、各種講座やレクリエーション等を企画・開催するなど、生涯学習の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館講座の充実 ● スポーツの振興 ● レクリエーション活動の促進
<p>(2) ボランティア・NPO活動の促進</p> <p>高齢者が豊かな経験や知識、技能を生かせるよう、ボランティア活動やNPO活動の促進を図ります。特に団塊の世代が退職期を迎えている中で、積極的に地域社会とかわり生きがいを持って生活できるよう、ボランティア講座や体験機会の提供、需給調整等の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人クラブ活動の促進 ● ボランティア活動の促進 ● NPO活動の促進 ● ファミリー・サポート・センター事業への参加 ● 校区福祉委員会活動の促進
<p>(3) 就労支援</p> <p>高齢者が豊かな経験や知識、技能を生かし、健康の増進や生きがいの充実とともに収入を得ることができるよう、職業紹介や就労に関する情報の提供、相談体制の充実を図り、多様なニーズに対応した就労機会の提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバー人材センター活動の充実 ● 就労支援の充実
<p>(4) 世代間交流等の推進</p> <p>高齢者がいきいきと楽しく生活できるよう、保育園や幼稚園、学校等との行事や教育などに高齢者が参画し、幼児や児童・生徒と交流を深めたり、自治会や校区福祉委員会等地域団体の行事や活動を通じて様々な世代との交流を図るなど、世代間交流を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 老人福祉センターや高齢者ふれあいセンターでの交流の促進 ● 校区福祉委員会等による世代間交流の促進 ● 保育園、幼稚園、学校等での高齢者との交流の促進 ● 交流の場の確保

基本目標5 住みやすい環境づくり

施策の方向	施策・事業
<p>(1) 福祉のまちづくりの推進</p> <p>高齢者等が安心して暮らせ、気軽に出かけることができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」「門真市市有建築物等整備改善計画」等に基づき、道路・学校・公園・行政施設をはじめとする公共施設のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、大規模店舗など既存の民間施設や民間事業者による新たな施設整備に際しては、法律や条例への適合を図るよう要請します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 門真市鉄道駅舎バリアフリー化設備の整備 ● 道路交通環境等の整備・改善 ● 市民に対する啓発の充実 ● 交通安全意識の啓発の充実
<p>(2) 住宅対策の推進</p> <p>公的住宅について、大阪府や関係機関の協力を得て、新築または建て替えに際して、高齢者に配慮した住宅の建設や高齢者向け住宅の整備を要請していきます。</p> <p>また、市営住宅についても既存住宅の改善に際しては、高齢者等に配慮した住環境の整備に努めます。</p> <p>さらに、多様な高齢者の住宅のニーズに対応し、高齢者向け優良賃貸住宅など高齢者に配慮した民間住宅の情報提供の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的住宅の整備 ● 市営住宅の整備 ● 大阪あんしん賃貸支援事業の紹介
<p>(3) 防災・防犯対策の推進</p> <p>ひとり暮らしで虚弱な人、認知症や障がいがある人など援護を必要とする人が、地震等災害時にも安心して生活できるよう、地域団体や関係機関、サービス提供事業所等との連携を強化し、避難や安否確認、避難所生活における支援などの体制づくりを進めます。</p> <p>また、高齢者等に対する悪質住宅リフォームや振り込め詐欺、マルチ商法等の犯罪被害の防止を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災知識の普及 ● 災害時要援護者に対する支援体制の構築 ● 要援護者の避難所の確保 ● 消費者被害の防止と対応 ● 悪質リフォーム業者による被害防止 ● 防犯体制の整備

基本目標6 総合的な推進体制の充実

施策の方向	施策・事業
<p>(1) 地域支援体制の充実</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係機関・団体や、介護保険サービス事業所、地域包括支援センターなどが連携し、生活圏域での住民相互の助け合いや支え合い（共助）を基本とした地域支援体制づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材の育成 ● ボランティア・NPO団体等のネットワークづくりの推進 ● 地域福祉の推進 ● 校区福祉委員会活動の促進
<p>(2) 情報提供の充実</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で自立し、必要なサービスや支援を適切に利用して安心して暮らすことができるよう、サービス等に関する情報の提供の充実に努めます。</p> <p>また、外国人や障がいのある人など、情報が行き届きにくい人などに配慮したきめ細かな広報活動を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の周知と利用意識の啓発 ● ハンディを持つ高齢者への情報提供
<p>(3) 計画推進体制の充実</p> <p>本計画を実効性あるものとするため、関係機関や関係課との連携を強化し、効率的・効果的な事業の推進を図るとともに、「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会」等による計画の進捗状況の把握・点検等を行います。</p> <p>また、効率的・効果的な職員の配置を行うとともに、地域研修等職員研修の充実を図り、資質の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関や関係課との連携の強化 ● 計画の進捗状況の把握・点検等 ● 職員の資質の向上